

長浜市初回産科受診料支援事業のご案内

低所得世帯の妊婦さんが、妊娠の判定を受けるために産科医療機関を初回受診する際に必要な費用の一部を助成します。
(令和6年4月1日以降の初回産科受診が対象)

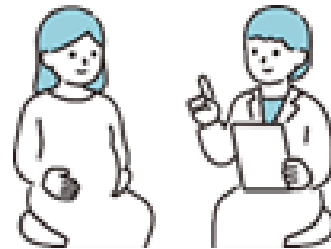
対象者

市販の妊娠検査薬で陽性を確認し、申請時および初回産科受診時に以下のすべてに該当する方

- 長浜市に住民登録を有する方
- 市町村民税非課税世帯または生活保護世帯に属する方

* 申請には、以下の2点に同意することが必要です。

- 医療機関等の関係機関と市が支援に必要な情報を共有すること
- 世帯の市民税課税状況について市が確認を行うこと



助成額・助成の対象となる費用

- 初回産科受診1回につき、上限 **10,000円** (同一年度内で2回まで)

* 実際に支払った費用と上限額を比較して、低い金額が助成額となります。

* 費用が上限額を超えた場合は、自己負担となります。

* 初回の判定に要する保険適用外の費用に対してのみ助成の対象となります。

(保険診療となった場合は助成の対象外となります。)

【助成対象となる費用】

- 令和6年4月1日以降に受診した妊娠判定に要する問診、診察、尿検査、超音波検査の費用

申請方法

助成方法	受診票の交付 (協力医療機関で利用できる受診票を交付)	償還払い (医療機関に支払った初回産科受診料を払い戻す方法)
申請方法	事前に下記窓口にて受診券交付申請	受診後に下記窓口にて償還払申請
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> • 本人確認書類 • 世帯全員分の所得(課税)証明書 (1月1日時点で長浜市に住民登録がない場合) 	<ul style="list-style-type: none"> • 領収書および診療明細書 (妊娠判定に要した受診費用がわかるもの) • 妊娠判定結果を証する書類 • 振込先の通帳、キャッシュカードなど • 世帯全員分の所得(課税)証明書 (1月1日時点で長浜市に住民登録がない場合)
受診方法	市が交付した受診券を協力医療機関に提出して受診。	
申請期限	初回産科受診まで	同一年度内に申請 (ただし、3月受診分は翌年度の4月15日まで)